

紀南養護専攻科を考える会 入会のご案内

「ぼくらだって大学に行きたい！」障がい者にも学びへの自由な道を！

障害者の青年教育のあり方についての研究と、20歳までの専攻科教育の保障を働きかける活動を行います。趣旨に賛同し、協力・応援してくれる方の入会をお待ちしています。保護者だけでなく、教員、作業所・福祉関係者、ボランティア、一般の皆様、そして団体としての入会もぜひお願いします。

この歴史的な挑戦に確信と展望を持ち、力を合わせて取り組みたいと思います。

紀南養護専攻科を考える会 会則

第1条（名称）

この会の名称を「紀南養護専攻科を考える会」という。

第2条（目的）

この会は、障害者の青年期教育のあり方について研究し、**特別支援学校卒業後の進路**として進学の保障を働きかけ、障害者の教育と福祉の向上をめざす。

第3条（事務局）

この会は主たる事務局を和歌山県田辺市湊小泉 1372-12番**デッキ**内に置く。

第4条（活動及び事業）

研究会、勉強会の開催や、学習研究活動を行う。

進学の保障を訴える活動、事業を行う。

関係諸団体と必要に応じて連携する。

その他、目的達成に必要な活動を行う。

第5条（会員の資格・権利・会費）

第2条の目的に賛同し、協力できる個人または団体であれば入会することができる。

入会した個人または団体は、会員としての権利と義務を有し、第6条以下に定める活動及び議決に参加できる。

第6条（総会）

総会は最高議決機関であり、出席者をもって構成し、必要に応じて開く。

総会は次の事を決める。

役員及び会計監査の承認。

規約の制定・改廃。

事業計画及び予算・決算。

その他

第7条（役員会）

この会に次の役員をおく。

会長（1名） 副会長（若干名） 事務局長（1名） 会計監査（2名）を選ぶ。

なお、役員の任期は次の総会までとする。また相談役と、事務局長のもとに事務局員をおく事ができる。

役員会は総会に次ぐ議決機関で必要に応じて開く。役員は第4条に基く活動及び予算についての企画等をすすめる。

第8条（財政）

この会の財政は、賛助寄付及び事業収入でまかなう。

会計年度は9月1日より翌年8月31日までとする。

2008年9月10日、第2回総会

キ リ ト リ

入 会 申 込 書

紀南養護専攻科を考える会 御中

貴会の趣旨に賛同し入会いたします。

年 月 日

名前	フリガナ		住所	〒 団体の場合代表者氏名（ ）	
連絡先	TEL		携帯（ ）	パソコン or 携帯	メールアドレス
個人の場合	性別	男・女	勤務先	サークル・ボランティア等の所属	
	年齢	歳			
印願います。	保護者・教員・作業所・福祉・行政・ボランティア・一般				

ご記入頂いたデータは会の活動・運営等に利用し、そのほかの目的では使用いたしません。 08.9.10